

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

平成27年2月10日

独立行政法人大学評価・学位授与機構

独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員が、仕事と子育ての両立をより容易にでき、全員が働きやすい職場環境を作ることによって、職員がその能力を十分に発揮することを目的として、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

《計画期間》平成27年4月1日～平成28年3月31日までの1年間

《計画内容》

目標1 仕事と子育ての両立を支援する取り組みを実施する。

〈対策〉

- ・妊娠・出産・育児支援に関する制度情報について見直しを行い、その制度情報をグループウェア上に掲載することにより、職員への周知を強化し、育児休業の取得促進を図る。
- ・休暇制度の周知を行い、子どもの出生前後における父親の5日以上の休暇取得促進を図り、取得率50%以上を目指す。
- ・育児休業中の職員に対し、希望に応じてトークンの貸与を行い、自宅等のパソコンからグループウェア及び電子メールによる職場の情報を取得できる環境を整えることにより円滑な職務復帰のサポートを行う。

目標2 年次休暇平均取得率60%（年間12日）以上となるよう取り組みを実施する。

〈対策〉

- ・ゴールデンウィーク及び年末年始の前後における連続休暇の取得を促すとともに、その期間中における機構内の公的な会議等の自粛を促し、年次休暇の取得促進を図る。
- ・リフレッシュ休暇及びその前後における連続休暇の取得を促す。
- ・計画的な年次休暇取得促進を図るため、個人別年次休暇の取得計画表の作成について、周知徹底を図る。
- ・課別の年次休暇取得状況を調査し、公表する。

目標3 所定外労働時間の削減の取り組みを実施する。

〈対策〉

- ・機構内の会議・打ち合わせ等について、原則として、終業時刻の17時45分以降行わないことに努め、周知徹底を図る。
- ・週に1日の「ノー残業デー」の設定を継続し、所定外労働時間の縮減に努める。
- ・管理職に対し、所定外労働時間の縮減について意識啓発を行う。